

月額自己負担上限額について

月額自己負担上限額は医療保険における世帯の市町村民税課税額(所得割)に応じて決定します。

階 層 区 分		自己負担上限額(単位:円) (患者負担割合:2割, 外来+入院)			
		原則			
		一般	重症	人工呼吸器等 装着者	生活保護法等の 被保護世帯 または血友病患者等
生活保護法等の被保護世帯		—			0
市町村民税が 非課税の世帯	低所得Ⅰ (保護者所得 82 万 6 千 5 百円以下)	1,250		500	—
	低所得Ⅱ (保護者所得 82 万 6 千 5 百円超)	2,500			
一般所得Ⅰ (市町村民税課税以上 7.1 万円未満)		5,000	2,500		
一般所得Ⅱ (市町村民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満)		10,000	5,000		
上位所得 (市町村民税 25.1 万円以上)		15,000	10,000		
入院時の食費		1／2自己負担			自己負担なし

月額自己負担上限額に関する特例措置

- 同一世帯に、小児慢性特定疾病または難病医療費の助成を受けている方がいる場合は、自己負担上限額が世帯単位で按分され、自己負担上限額が個人ではなく世帯単位になり、自己負担上限額最上位者の金額になります。
- 小児慢性特定疾病の認定を受けた疾病により、気管切開を介した人工呼吸器、鼻マスクまたは顔マスクを介した人工呼吸器、体外式または埋め込み式補助人工心臓を常時(ほぼ 24 時間)装着している方で、全介助または部分介助の状態である場合は、人工呼吸器等装着者の限度額が適用されます。
- 血友病等の方は、自己負担はありません。
- 以下の重症患者認定基準に該当すると認められた方は、重症患者の限度額が適用されます。
 - 小児慢性特定疾病重症患者認定基準を満たしていること。(次ページ参照)
 - 医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病の治療において、1カ月あたりの医療費総額が5万円を超える月が、申請日から遡って12カ月以内に6回以上あること。

基準①	
すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限り）と認められる場合	
対象の部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの）
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの）
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したものの）
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したものの）
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したものの）
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したものの）
	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は、臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項（眼の項及び聴器の項を除く。）の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したものの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）
基準②	
基準①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合	
疾患群	治療状況等の状態
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む。）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、三月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの